「必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も」

福島県の最低賃金が平成24年10月1日から変わりました。

664円

金額は時間額です

※最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、処罰の対象となります。

産業別最低賃金

金額は時間額です。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 除外業種　医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。） 平成25年1月11日発効 **730円**	非鉄金属製造業最低賃金 平成25年1月11日発効 **778円**	
輸送用機械器具製造業最低賃金 平成25年1月11日発効 **765円**	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金 平成25年1月11日発効 **763円**	自動車小売業最低賃金 除外業種　二輪自動車小売業（原動機付き自転車を含む） 平成24年12月28日発効 **761円**

次に掲げるものについては福島県最低賃金が適用されます。

1 (1)18歳未満又は65歳以上の者
(2)雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
(3)清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

2 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、左記1の者のほか小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業

ワン・ストップ&無料相談・支援体制を整備したご案内

経営面と労働面の相談をワンストップかつ無料で提供し、中小企業を支援する体制として、福島県最低賃金総合相談支援センターを整備しました。

ご依頼があれば専門家を派遣して、貴事業場の実態を把握・分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

業務改善助成金のご案内

中小企業事業主を対象に、4年以内に時間給等を800円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、申請した年度に40円以上の引き上げを行うなどを条件に、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施など、業務改善に要した経費の2分の1を助成します。

（上限は100万円、下限は5万円）

厚生労働省 福島労働局

http://www.fukushimaroudoukyoku.go.jp/　福島労働局　検索

最低賃金制度や最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業のご照会・ご相談は、
福島労働局賃金室 ✆ 024-536-4604（福島市霞町1-46）
又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。